

# 措置通知書

農林水産部 農業畜産課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 佐世保市世知原活性化施設使用料の減免において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…市税及び税外収入の減免並びに調定減額に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。</p>	<p>佐世保市事務処理規程については認識していたものの、佐世保市世知原活性化施設条例施行規則の認識誤りにより、指定管理者が自主事業に使用した際の使用料の減免について、部長の決裁を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、今後は減免申請書を提出させ、部長決裁により処理するとともに、指定管理者に周知を図りました。また、事務処理規程を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

農林水産部 農業畜産課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 支出事務</p> <p>① 農業生産基盤整備事業補助金において、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…指令…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない変更指令書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>佐世保市文書規程の認識不足により、総務課長が審査対象外に指定していない変更指令書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、佐世保市文書規程及び審査対象外指定文書の取り扱いについて再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。なお、事務の簡素化及び再発防止のため、農林水産業費補助金交付要綱に基づく変更指令書について、令和 2 年 7 月 15 日付で審査対象外指定文書の指定を受けました。</p>

# 措置通知書

農林水産部 農業畜産課

報告を受けた事項	措置状況
<p>② 佐世保市園芸用等廃プラスチック適正処理事業補助金において、</p> <p>ア 同交付要綱第5条第2項第4号で補助金交付申請書の添付書類として規定されている「委託業者への支払いを証明する書類」を提出させていなかった。</p> <p>イ 同交付要綱第9条第2項第2号で実績報告書の添付書類として規定されている「排出者への補助金の支払いを証明する書類」を提出させていなかった。</p>	<p>佐世保市園芸用等廃プラスチック適正処理事業補助金交付要綱について、十分な精査ができていなかったため、交付申請において「委託業者への支払いを証明する書類」を提出させていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、要綱を再度見直し、交付申請に必要な添付書類をより適正なものとするため、令和2年8月6日に要綱を改正しました。</p> <p>佐世保市園芸用等廃プラスチック適正処理事業補助金交付要綱について、十分な精査ができていなかったため、実績報告において「排出者への補助金の支払いを証明する書類」を提出させていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、要綱を再度見直し、実績報告に必要な添付書類をより適正なものとするため、令和2年8月6日に要綱を改正しました。</p>

# 措置通知書

農林水産部 農業畜産課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>① 佐世保市しかまち活性化施設の管理及び運営に関する協定において、協定書第11条で「翌年度の事業計画書をその前年度の9月下旬までに作成し、佐世保市に提出し、確認を受けなければならない。」と定められているにもかかわらず、期限までに提出させていなかった。</p>	<p>協定書第11条の確認不足により、平成31年（令和元年）度の協定書の基となる事業計画書を、平成30年10月19日に受理していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、協定書を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p> <p>なお、令和2年度の協定に向けた事業計画書につきましては、指定管理期間の初年度にあたるため、令和2年3月27日に受理しております。また当課所管の他の指定管理施設においては、令和元年9月末までに事業計画書を受理しており、協定書の規定に基づく適正な事務処理に努めているところです。</p>

# 措置通知書

農林水産部 有害鳥獣対策室

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>② 有害鳥獣捕獲業務委託契約において、契約書第10条で「受託者は、当該業務委託期間の完了後速やかに…収支を明らかにした書類を委託者に提出するものとする。」と定められているにもかかわらず、3月31日の業務完了に対し、8月27日に収支報告書を提出させていた。</p>	<p>有害鳥獣捕獲業務委託契約第10条の規定の認識不足により、契約相手方には提出を促していたものの令和元年8月27日に収支報告書の提出を受けたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、業務完了後、速やかに収支報告書を提出するよう、契約相手方に対し令和2年7月20日付で改めて通知しました。</p> <p>今後は当該契約書を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

農林水産部 農林整備課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>② 原野火入許可申請に対する審査手数料において、佐世保市手数料条例第3条第1項で「手数料は、申請又は交付の際これを徴収する。」と規定されているにもかかわらず、手数料を徴収しないまま審査等を行い、後日納付させていた。</p> <p>③ 平成30年度農村地域防災減災事業分担金(繰越明許予算)において、佐世保市財務規則第66条の2で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。…」と規定されているにもかかわらず、納期限が20日より後の日付になっていた。</p>	<p>佐世保市手数料条例第3条第1項の確認不足により、原野火入許可申請に対する審査手数料を徴収しないまま審査等を行い、後日納付させていました。</p> <p>今回の指摘を受け、適正な事務処理を行うよう手数料条例を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p> <p>佐世保市財務規則第66条の2の確認不足により、納期限を20日より後の日付に設定していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、納付書の写しを決裁に添付し、課全体で納期限に係る事務処理の徹底が図れるように改善しました。</p> <p>今後は財務規則を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

農林水産部 農林整備課

報告を受けた事項	措置状況
<p>4. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び保管をしていないものがあった。</p>	<p>備品の管理が不十分であったため、現品と備品台帳が照合できないものがあったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、当該備品については、令和2年6月24日付で備品台帳から削除を行い、契約課へ「処分報告書」を提出しました。</p> <p>今後は、財務規則及び物品会計規則を再確認し、適正な管理と再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

農林水産部 水産課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>④ 宇久地区、小佐々地区及び鹿町地区の漁港区域における水域又は公共空地占用料において、佐世保市漁港管理条例第14条の2第1項別表3の2で「占用料の額は、…ただし、消費税が消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる占用料は、この表により算出した額とする。」と規定されているにもかかわらず、非課税とされる占用料に消費税を課税し、徴収していた。</p> <p>⑤ 公共空地占用料の算定において、佐世保市漁港管理条例第14条の2第1項別表3の2で「1件に…1平方メートル…未満の端数があるときは、…1平方メートル…として計算する。」と規定されているにもかかわらず、1平方メートル未満の端数を1平方メートルに繰り上げることなく計算していた。</p>	<p>水域占用期間が1ヶ月以上の占用料は消費税非課税となることについて認識していたものの、当該年度は誤って課税対象と判断してしまったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、申請者には、令和2年6月16日に占用料の変更指令書を送付し、令和2年8月21日に、全ての過徴収分を返納しました。</p> <p>今後は決裁時にチェックを徹底するよう、また条例を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p> <p>公共空地占用料は、佐世保市漁港管理条例の確認不足により、1平方メートル未満の端数を繰り上げずに計算したものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和2年6月18日に変更指令書及び追徴が必要となった占用料の納付書を申請者に渡し、令和2年6月29日に収納しました。</p> <p>今後は決裁時にチェックを徹底するよう、また条例を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>

# 措置通知書

農林水産部 水産課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 契約事務</p> <p>③ 針尾漁港海岸長寿命化計画策定業務委託契約において、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていなかった。</p>	<p>針尾漁港海岸長寿命化計画策定業務委託契約（契約金額7,934,300円）締結決裁において、佐世保市事務処理規程第8条第1項第21号で規定されている課長専決事項の「1件1,000万円未満の工事（土木建築工事に関する設計、調査及び測量を含む。）の請負契約の締結に関すること。」にあたりと判断してしまったため、課長専決にて処理を行っていたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和2年8月11日に担当副市長に報告を行うとともに、事務処理規程を再確認し、再発防止に努めるよう周知徹底しました。</p>